

## 〇大野地区公民館等大規模修繕基金規約

### (設置)

第1条 〇大野区所有施設である〇大野地区公民館等にかかる大規模修繕費を確保するため、〇大野地区公民館等大規模修繕基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金は、予算で定めた額を積み立てるものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を区規約第28条により処分することができる。

### (委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は区長が別に定める。

### (附則)

この規約は、令和5年2月3日から施行する。